

研修プログラム

1. プログラム名称

NU program - Rotation & Community dental medicine course (Rコース)

2. 募集定員ならびに採用の方法

1) 研修歯科医の募集定員 39名

2) 研修プログラムに関する問い合わせ先

担当	総合診療部長 外木守雄
電話	03-3219-8207
FAX	03-3219-8312
E-mail	arakawa.tomoko@nihon-u.ac.jp

3) 資料請求

住所	〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台一丁目8番13号
担当	管理課(研修事務担当)
電話	03-3219-8207
FAX	03-3219-8312
E-mail	arakawa.tomoko@nihon-u.ac.jp

4) 募集要項

募集方法	公募による募集
応募必要書類	願書、履歴書、卒業(見込み)証明書、成績証明書、健康診断書、感染症関連記録報告書
選考方法	書類審査、筆記試験、面接(他大学のみ)
募集時期および選考時期	募集時期 選考時期
マッチング利用の有無	マッチング利用有り

3. 臨床研修管理委員会の名称

日本大学歯学部附属歯科病院歯科医師臨床研修合同委員会

4. 臨床研修責任者

病院長 飯沼利光

5. 研修プログラム責任者

総合診療部長 外木守雄

6. 研修副プログラム責任者

浅野正岳、紙本 篤、古地美佳、関 啓介、竹内義真

7. 臨床研修施設群の概要

管理型臨床研修施設	日本大学歯学部附属歯科医院 所在地：〒101-8310 千代田区神田駿河台一丁目8番13号 臨床研修施設長：病院長 飯沼利光
協力型臨床研修施設	128 施設(別紙掲載)(2020 年度現在)
研修協力施設	10 施設

8. プログラムの目的と特徴

日本大学歯学部附属歯科病院における歯科医師臨床研修は、学部教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結び付け、患者中心の全人的医療を実施することで、歯科医師としての基本的診療力を身につけるとともに、将来の生涯教育研修の基礎を得ることを目的とする。本プログラムの特徴は、管理型臨床研修施設（日本大学歯学部附属歯科病院）における専門診療部研修を9ヶ月（口腔外科、補綴、保存を各3ヶ月間にてローテーションとする）、協力型臨床研修施設における総合診療を3ヶ月行うことで、幅広くかつ多様な研修を行える点にある。なお、研修協力施設研修では、管理型研修期間中に保健所研修(半日コースまたは1週間)、東京都心身障害者福祉センター研修(半日コース)および島しょ地区研修(1週間)を選択できる。

9. 歯科医師臨床研修プログラムの概要

本プログラムによる歯科医師臨床研修は、管理型臨床研修施設9ヶ月間、協力型臨床研修施設3ヶ月間で行う『複合研修方式』であり、研修期間は4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。

管理型臨床研修施設における臨床研修は

- (1) 研修診療（専門診療部研修）
- (2) 講義・セミナー、臨床症例検討
- (3) 臨床研究

等から構成される。

臨床研修のスケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研修	協力型研修			管理型研修 口腔外科、補綴、保存をローテーション：各3ヶ月								

管理型研修	専門診療部研修：管理型臨床研修施設における専門診療部、および診断部での研修、および研修協力施設への出向（島しょ地区研修、保健所研修など）
協力型研修	協力型臨床研修施設における総合診療

10. 研修内容

本プログラムは、学部教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結び付け、患者中心の全人的医療を実施することで、歯科医師としての基本的診療能力を身につけるとともに、将来の生涯教育の基礎を得ることを目的として作成されている。

(1) 一般目標

- ① 歯科医師として好ましい態度・習慣を身につけ、患者および家族とのより良い人間関係を確立する。
- ② 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- ③ 歯科疾患と障害の予防および治療における基本的技能を身につける。
- ④ 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- ⑤ 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- ⑥ 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- ⑦ 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- ⑧ 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

(2) 到達目標

- ① 患者中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度および技能を身につけ、実践する。
- ② 効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身につける。
- ③ 歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身につける。
- ④ 一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。
- ⑤ 一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身につける。
- ⑥ 歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身につける。

(3) 協力型研修の概要

協力型臨床研修施設の大多数が一般の歯科診所であることを踏まえて、一次医療機関としての研修を行うことができる。さらに歯科訪問診療等に参画することにより地域との医療連携を考慮した研修が行える。

(4) 専門診療研修の概要

① 専門診療研修の概要

各専門診療部および診断部において診療の基礎を修得し、研修歯科医が総合診療を行う上で必要とされる基本的診療能力（知識、態度および技能）を身につけることを目的とする。専門診療研修を行う専門診療科は、摂食機能療法科、小児歯科、歯科矯正科、口腔外科、歯科麻酔科、総義歯補綴科、局部床義歯科、クラウン・ブリッジ科、保存修復科、歯内療法科、歯周病科の11科であり、診断部では、口腔診断科、歯科放射線科および病理診断科の3科である。また、研修歯科医の中から優秀な者においては指導歯科医のもとで離島（研修協力施設）における研修も可能である。

② 研修協力施設における研修の概要

地域歯科保健・医療	歯科医師として、地域住民の健康保持と増進のため全人的に対応するために、ヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進、プライマリーヘルスケア、リハビリテーション、福祉サービスに至る連続した包括的保健医療を理解し実践できる能力を身につける。
母子保健対策	歯科医師として、地域地区母子保健の持つ意義と、関連事業について理解をするために、母子保健事業を体験し、乳幼児に対しても全人的に対応ができる知識、態度、技術を身につける。
成人・老人保健対策	歯科医師として、地域地区の住民が、安心して生活するために成人・老人保健医療システムの意義を理解し、適切に活用できる能力を習得する。
健康づくり	歯科医師として、地域地区の住民とともに健康づくりの活動をするためのヘルスプロモーション『健康日本21』を基本とした健康増進プログラム実践に寄与するための能力を養う。
歯科診療所におけるチーム医療	歯科医師として、地域地区の住民ニーズに基づいた、適切な歯科医療を医師、専門歯科医、コ・デンタルスタッフと協同して提供するために必要な知識、技能および態度を習得する。なお、研修期間は約1週間となっている。
特別区保健所ならびに保健センターにおける研修	東京都内保健所における公衆衛生および健康増進活動を知り、地域歯科保健活動の重要性を理解する。
往診による診療	日本大学病院において、入院患者に対する歯科検診

	および食べることのリハビリテーション等を行っている。
--	----------------------------

③ 講義、セミナーおよび症例検討会

管理型臨床研修施設における研修では、定期的に、講義・セミナーおよび症例検討会の時間を設けている。

内容は、基礎的なものから先端医療まで多岐にわたり、各自が行っている研修内容を補完する目的を持つ。

さらに、各専門診療科で行われる症例検討会、カンファレンス等にも参加できる。また、協力型臨床研修施設においても各種研究会、セミナー等への参加も可能である。

11. 研修歯科医の処遇

(1) 常勤又は非常勤の別：常勤

(2) 勤務時間及び休日に関する事項

① 勤務時間：9時から17時

② 休日：土曜日，日曜日，祝日（病院の規定に基づき変更の可能性あり），年末年始
日本大学創立記念日（10月4日）

③ 当直：選択制（上限有り）

(3) 手当に関する事項

① 研修手当：月額143,000円（賞与なし）

② 通勤手当：有り

③ 当直手当：有り

(4) 福利厚生に関する事項

① 研修歯科医の宿舎：なし

② 研修歯科医のための施設内の室：有り（3室）

(5) 社会保険等に関する事項

① 日本私立学校振興・共済事業団（長期：年金，短期：健康保険）：有り

② 労働者災害補償保険法の適用：有り

③ 雇用保険：有り

④ 国家・地方公務員災害補償法の適用：なし

(6) 健康管理に関する事項

① 健康診断：年1回

(7) 歯科医師賠償責任保険に関する事項

① 歯科医師賠償責任保険の扱い：病院において加入する

② 個人加入：任意による

(8) 外部の研修活動に関する事項

- ①学会，研究会等への参加：可
- ②学会，研究会等への参加費用支給：なし

12. 臨床研修の評価と修了認定

臨床研修修了時の総括的評価は，各履修期間の教育プログラム参加記録，研修歯科医が作成したポートフォリオ，自己評価および指導歯科医による評価を総合して行う。臨床研修修了の認定は，総括的評価をもって卒後教育委員会及び歯科医師臨床研修合同委員会が行い，承認の後，臨床研修運営委員会に報告し，病院長が修了証を交付する。臨床研修修了証の交付には，臨床研修をとどこおりなく修了することが必要で，以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 臨床研修における課程をすべて履修する。欠席の場合は，理由書を総合診療科へ提出し，内容が適当と判断された場合のみ，補完プログラムを実施し，履修扱いとする。
- (2) 教育プログラム（見学・講義・セミナー及び臨床症例検討）に参加しなくてはならない。欠席の場合は，理由書を総合診療科へ提出し，補完プログラムを実施する。協力型施設への研修期間中は対象とならない。
- (3) 研修における必要書類（講義後のふり返し・毎日のふり返し・総括的な自己評価・勤務状況報告書等）が，すべて提出されていること。
- (4) 日本大学歯学部研修歯科医に関する内規に従い，研修を完了しなければならない。
- (5) 臨床研修の修了，未修了，中断の判定は，厚生労働省の規定により判断される。